

玄海地域の緊急時対応（概要版） ④UPZの離島における対応

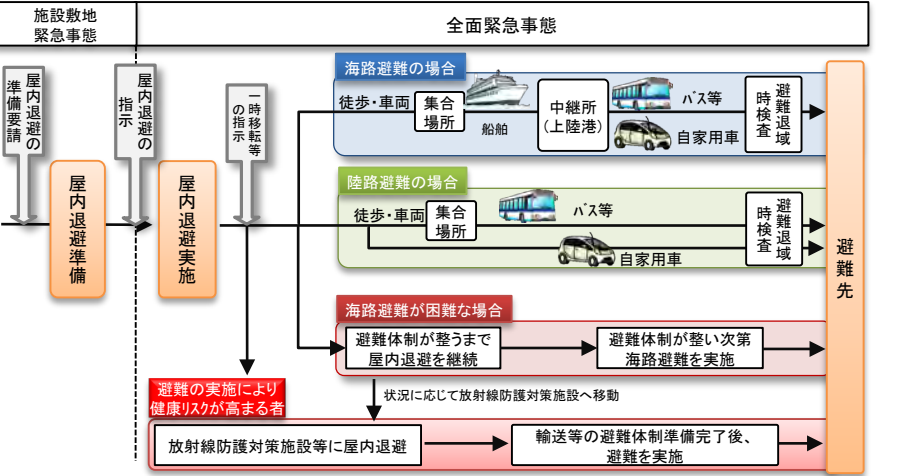
1. UPZ内における離島の概要

- 玄海地域では、UPZ内に20の離島（架橋された離島を含む）が存在。
- 原子力災害時の防護措置として、島内における屋内退避の実施のほか、一時移転等の実施が必要となった場合は海路（架橋された離島や島内避難が可能な場合は陸路）により一時移転等を実施。また悪天候等により島外避難が出来ない場合は、避難の準備が整うまでの間、島内の放射線防護対策施設等において屋内退避を継続。
- 自然災害との複合災害等に備え、放射線防護施設等を整備するとともに、食料や飲料水等の備蓄や防災行政無線などの情報受伝手段を確保。



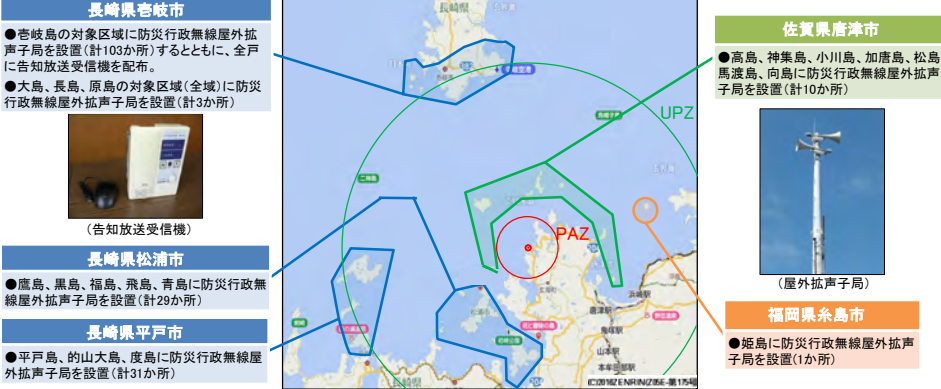
2. UPZ内の離島における一時移転等の基本方針

- 施設敷地緊急事態となった場合は、屋内退避の準備を行うとともに、一時移転等に備えて集合場所の開設準備を実施。
- 全面緊急事態となった場合は、屋内退避を実施。その後、一時移転等の指示があった場合は、海路や陸路（架橋された離島や島内避難が可能な場合）により一時移転等を実施。
- 悪天候等により船舶による避難が困難な場合や、避難の実施により健康リスクが高まる者は、近隣の放射線防護対策施設を含む屋内退避施設で屋内退避を継続。



3. UPZ内の離島における住民への情報伝達

- 唐津市、松浦市、平戸市、杵島市及び糸島市は、それぞれの市域の各離島に情報伝達が可能な防災行政無線等のほか、自主防災組織連絡網、消防団による広報巡回、ホームページ等を活用し情報を伝達。
- 離島における自主防災組織や消防団は、住民への情報伝達や避難者の状況や避難誘導体制等に関する情報共有を行うため、各離島に配備している携帯端末、衛星電話、各地区の防災行政無線屋外拡声子局に設置された双方向通信機を活用。
- 離島における医療機関、社会福祉施設、学校・保育所等への情報伝達は、それぞれの関係県及び関係市が連携して実施。
- 離島周辺の船舶には、関係市における漁業無線等の業務用移動通信等を活用し情報を伝達。



4. UPZ内の離島における放射線防護対策施設及び生活物資等備蓄・供給体制

- UPZ内におけるそれぞれの離島のうち、避難体制が整うまでの屋内退避施設として、陸路で避難できない離島については、対象となる住民を収容するための放射線防護対策施設を整備。
- 災害時に備え、本土との架橋のない離島においては、全島民を対象にした生活物資（食料、飲料水等）をそれぞれの離島において備蓄。
- 本土との架橋のある離島においては、島内の生活物資の備蓄に加え、それぞれの市における民間業者等との物資の供給に関する協定に基づき、必要な生活物資を確保。
- 生活物資が不足する場合は、海路、空路、陸路により、必要な生活物資を供給。

